

会議の経過

開議 午前 10時00分

令和4年9月16日（第10日目）

議長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから令和4年平泉町議会定例会9月会議10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（高橋拓生君）

日程第1、認定第1号から日程第7、認定第7号までの令和3年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題といたします。

この認定案件7件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

6番、決算審査特別委員長、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

報告いたします。

令和4年9月16日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

決算審査特別委員会委員長、三枚山光裕。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和3年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、令和3年

度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和3年度平泉町下水道事業会計決算の認定について、認定第7号、令和3年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和3年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算は、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査意見。

1、事業完了後に不用額が生じた場合は、速やかに減額補正を行うとともに、必要に応じて、更なる町民サービス向上のための補正予算措置を講じられたい。

2、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成及びその執行に反映されたい。

3、第6次総合計画に基づく、3年ごとの事業実施計画と予算編成の整合を期されたい。

4、事業・事務処理にあたっては、関係法規などに準拠し、適正な処理に努められたい。

5、水道事業における管路経年化率が高い中、漏水防止の予知保全に万全を期されたい。

以上、報告といたします。

議長（高橋拓生君）

これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の認定案件は、決算審査特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

認定第1号、令和3年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

3番、猪岡であります。

この決算に反対することをここで申し上げたいと思います。

私は天下国家を論ずるためにここに来たのではありません。

町民の要望や心配事、特に人口減少の加速、ビジョンや財政状況の把握や見通しを度々拝見します。しかし、私は30年ほど前、先任から長島地区は600世帯3,000人だよと、よろしくなと言われました。今や人口が2,000人を割り込もうとしています。年寄りだけが増えている。町を挙

げて令和3年は28人しか出生しませんでした。これはやはり驚きであります。

ある人が言っておりました。役場に行って何か言えば、意見ではなくクレームと取られる。私もきっとクレーマーなのでしょう。しかし、やしゃないのであります。

この3月の入件費の減額補正が、コロナであるという、コロナが問題なのだという発言がありました。出るもの、かかるものが、それだけの説明ですか。役場の職員数はどうする、人口が4分の1多かったときとほとんど変わりません。30年後には恐らく5,000人を割り込んで4,000人台半ばになります。この狭い世の中で、この町の中で、給料が上がるのには役場だけだ、そうおっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、行政サービスを、福祉のサービスの守っていくには、確かに安定した役場の職員が必要だと考えます。

コロナは終息するでしょう。しかし、後遺症は残るでしょう。特に後遺症は若い人たちのほうにより多く現れているように感じます。5年先、10年先なのです。

ウクライナ情勢の影響、円安の定着、気候変動、そしてコロナ、これらの影響は人を選ばずやってきます。特に弱者に強く影響が出ます。生活弱者にはもう既に強く影響が出ており、光熱水費の9%アップや燃料の高騰、皆さん大変心配されております。

その中で、定年制延長の定着に10年かかり、その定員も捉え方も方針もまだ決まらない。その10年間の入件費がどのようにしていくのか、抑えることができるのか。ビジョンや財政の見通しが出た2年前と異なり、ただじかに影響が出てくると思います。見直しに着手すれば、先の方針も見通しも必ず変わります。影響が強く現れるのです。

そして、現下の燃料費の値上がりが40%アップに庁舎内で超えているにもかかわらず、納品事業者と協議はするが、その納品実態について、また、庁舎の中で幾らかかっているのか、対策はどうする。しかし、この後でも出ますけれども、9月補正予算では光熱水費の高額アップ補正だけしか盛り込まれておりません。町の家々では、この冬どうすっぺと言っているときにあります。

各担当任せで、その評価もしない。経費の切り詰めに思いが至っていない。そして、予算執行、固定経費について責任者が即答もできない管理体制、この後もこの先の5年、10年、30年後の人口減少の流れが、この後の福祉に係る経費をどういうふうにあてがっていくのか、この状況を問題としないのでは、あまりにも町民に応えてることにはならない。固定経費や数々の経費の詳細を煮詰めていない。十分に不信であります。

よって、令和3年度の決算について私は反対をするものであります。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

令和3年度一般会計決算認定審査に当たり、賛成の立場から討論いたします。

令和3年度は第6次総合計画の初年度に当たり、町は、限られた財源を効率的かつ効果的に活

用するため、経費の節減や合理化に努め、事業の選択を図りながら、財政計画に基づいた財政運営に努めるうたっております。その計画に基づいた大型事業であるスマートインター事業や学習交流施設の建設などの事業執行が最終年度となり、令和3年度決算は収入、支出とも最大となっております。

「地方公共団体は、住民の福祉の向上のために、最少の経費で最大の効果を挙げなければならぬ」の原則の中で、議会が議決した予算の範囲で適切に執行され、最大の効果を上げているか、一般会計全般にわたって審議いたしました。

長引く新型コロナウイルス感染症の蔓延の中、次世代技術者養成事業は、将来を見据えた投資事業として効果が期待できる事業と考えます。開館した学習交流施設も、子供から高齢者まで各年代の町民のまさに交流の場となっており、投資の効果が得られているのではないでしょか。

また、人口減少、高齢化が進む中、町長の所信表明演説にもありましたように、町民の健康で安全な暮らしを守るために、地域福祉、高齢者福祉の充実も求められています。

決算の認定に当たり、令和3年度は、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率が下がり、財政調整基金が増加するなど、改善の面も見られますが、借金返済の比率、実質公債費比率や将来負担比率の悪化など、懸念材料もあります。総合計画に基づいた目標の範囲内ではありますが、今後続く多額の起債の償還も予測されます。

以上のことから、審査意見を踏まえ、今後とも慎重な財政運営を行うことを求めて、令和3年度一般会計決算の認定に賛成の討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

反対討論の中に、天下国家を論ずるためにこの場にいるのではない、このような切り出しがございました。全くそのとおりでございます。我々町議会議員は、国会議員や県議会議員と異なり、常に町民、住民と一番身近な場所に存在をする議員であります。それだけに、国会議員、県議会議員とは違った目線で私たちは町民生活の安全と安心のために十分議論を尽くさなければならない、そういう立場にあるというふうに認識をしています。

言うまでもなく、議会は、行政の監視役として存在をしているわけであります。執行者の出してくる予算あるいは決算の内容について、是は是、否は否として論ずる中で、行政執行の中に生じている課題を赤裸々にし、次善の策をつくり上げることが、先ほど言った住民の安心・安全につながるのではないかでしょうか。

令和3年度一般会計決算の内容は、昨年の予算審議を踏まえて決定をされた、執行された結果、成果物であります。私どもは、予算の決定に当たって一定程度の議会意思が反映された結果がこの令和3年度決算に表れているというふうに受け止めることはできないのであります。全ての住民が納得する決算結果ではないにしても、我々議会として、住民の生活を守り、住民に安全・安心を与えることなくして議会が課せられた責任を果たしたとは言えないのではないか。令和3年度の予算審議と決算審議結果を次年度以降の予算編成、行政執行に生かしていくことをしっかりと求め続けていく、このことが大切ではないでしょうか。そして、その取り組みが首長である町長と我々議会双方に課せられた責務ではないのでしょうか。町民生活、住民生活をいつときたりとも停滞させてはなりません。

したがって、反対する意見は意見として行政執行側もしっかりと受け止めていただきて、次年度以降の予算執行に当たられることを強く求めながら、令和3年度決算について賛成の立場の討論といたします。

議 長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多數）

議 長（高橋拓生君）

起立多數です。

したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

猪岡です。

私はこの特別会計決算に反対をいたします。

15年にわたって繰入れが行われております。令和4年度分を入れると3億3,500万円です。ものはや固定経費化しており、徹底した見直しをなさなければならないにもかかわらず、プロジェクトチームを今度は外部委託で調査を委託すると、その報告は来年の3月だと。令和5年の予算査定は12月ですか、ということは、令和5年の予算にこの外部委託からの調査報告は反映しない可能性がある。

とすると、令和2年、令和3年の繰入れはともに3,000万円を超えており、これが令和5年も続くのか。私は先ほども申し上げた固定経費の洗い直しをするべきではないか。運営の外部委託なり売却なり、これを私は求め続けていきます。

よって、令和3年度の当特別会計決算について反対をいたします。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

健康福祉交流館特別会計決算の認定に賛成の立場から討論いたします。

健康福祉交流館につきましては、町民温泉として平成13年に建設され、町民の憩いの場として、

高齢者にとっては健康増進の施設として親しまれてまいりました。

平成20年からの一般会計からの繰入れは、平成23年度以降は平均2,000万円前後で推移しており、令和元年度からは3,000万円という額になってきております。確かに累積された繰入金は3億を超えておりますが、さきにも述べたように、町民の健康増進、福祉の向上のために今日まで様々な工夫をしながら維持してきたものです。経営改善プロジェクトチームの設置などにより、何とか改善しようという努力はされているものと考えます。

新型コロナウイルス感染症の猛威に、改めて健康と命の大切さを痛感しております。コロナ後を見据えて、町民の健康増進施設として、また、介護との連携も視野に、発想の転換を図るべきときではないでしょうか。

コミュニティバスのルート変更による効果の期待もあり、利用者につながるような改善策に期待をして、令和3年度健康福祉交流館決算認定の賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋でございます。

私は、この健康福祉交流館の予算、決算の審議を5年前の思いで、5年前の自分自身を思って今聞いておりました。私も強く健康福祉交流館の決算については反対をした経験を持ってございます。

反対者の言われる徹底した見直しが必要だと、固定費の見直しが必要なのだと、こういうことを言わされました。既にこの議論は、健康福祉交流館の経営が赤字に転落してから、それぞれの時の議員が問題として指摘をして、町に是正を求めてきたものであります。その議会の声を受けて、行政側はプロジェクトチームを設置したり、あるいはプロジェクトチームを拡充したり、営業の様々なプランを導入したりして、何とか自力で健康福祉交流館の経営を軌道に乗せたいという並々ならぬ努力を行ってきたことも私たちはしっかりと受け止めておかなければならぬというふうに思います。

しかし、現実に、反対討論があるように、億という単位のお金を必要としている現状はいかんともし難いことから、ようやくにして、府内における自助努力だけではこの問題を解決できないという立場で、外部に対して経営分析を依頼するのに4年かかったわけです。そして、町長がこの健康福祉交流館の位置づけとして言われている町民の健康と福祉を維持するための欠かせない施設なのだと、その思いを何とか継続したいという強い意志が表れています。

しかし、皆さん、あの西和賀町、そして奥州市、公営の温泉がどのようにになっているかということは既にご案内のとおりであります。だからこそ、自らの自助努力ではなくて、しっかりと専門の経営分析をしながら、ある意味、断腸の思いで決断しなければならない場面だって出てくるわけでございます。少なくとも、西和賀町や奥州市の温泉に対する対応のようには、この健康福

祉交流館はいきません。何しろ、2,700万円の収入を得ながらも、3,000万円を超える人件費がかかっているというのが、誰も引き受ける人はいません。そのことも分かっていても、なおかつこの健康福祉交流館を残そうという町の皆さんの努力をもう少し我々は見てみようではないですか。その上で決断をしなければならないときは、しっかりと決断しようではありませんか。

ですから、町長が言う町民の健康と福祉を守るためだと、この高齢化社会の中にあって、しっかりと町民が心の安らぎと体の健康を担える場所にしたいという思いに議会も応えてはいいのではないかでしょうか。

議員の皆さん、ぜひ拙速な判断ではなくて、もう少し町に対して責任ある対応を取ってもらうように求めながら、この決算を承認していただきたいというふうに思います。

以上、賛成討論といたします。

ほかにございませんか。

議 長（高橋拓生君）

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和3年度平泉町下水道事業会計決算の認定について討論を行います。討

論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和3年度平泉町水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第8、議案第34号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議案書15ページをお開き願います。

議案第34号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

この条例につきましては、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるため、育児・介護休業法の改正に沿った妊娠、出産、育児と仕事との両立を支援する措置を講じるため、改正しようとするものでございます。

それでは、参考資料1ページの議案第34号参考資料、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明いたします。

1ページから2ページまでの記載の第2条では、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止するものです。

また、男性の非常勤職員の産後育休に当たる子の出生後8週間以内に取得できる育児休業の要件について、育児休業の承認請求時点において、「子が1歳6か月に達する日まで雇用関係が終了することが明らかでないこと」から「子の出生後57日目から6か月を経過する日まで雇用関係が終了することが明らかでないこと」に改めようとするものです。

また、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を規定しようとするものでございます。

次に、2ページから4ページまで記載の第2条の3では、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に到達する要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の取得が可能となるよう改めようとするものでございます。

次に、4ページから5ページまでの記載の第2条の4では、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件につきまして、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の取得が可能となるよう規定を改めようとするものです。

次に、5ページから6ページまで記載の第3条でございますけれども、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除し、また、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の要件を規定しようとするものでございます。

次に、6ページ記載の第3条の2では、男性職員が産後育休を取得できる対象期間を子の出生日から57日間と規定しようとするものでございます。

同じく6ページに記載の第10条では、育児短時間勤務を再度請求する際に用いる育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めようとするものでございます。

次に、6ページから7ページまで記載の第11条では、育児休業の対象となる職員の勤務の形態に関する規定を整理しようとするものでございます。

同じく7ページに記載の第17条では、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止しようとするものでございます。

次に、7ページから8ページまで記載の第18条では、部分休業の承認について、育児時間に関する規定を整理しようとするものでございます。

次に、8ページ記載の第21条では、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し入れた職員に対し、育児休業制度の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置等について規定しようとするものでございます。

同じく8ページに記載の第22条では、職員に対する育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備の措置について規定しようとするものでございます。

なお、この条例につきましては、附則第2項に係る経過措置以外、令和4年10月1日から施行

しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

2条のアの削除について伺いたいと思います。

つまり、これは引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員で、これは育児休業をすることができない職員ということなのですけれども、とすると、現行なのですけれども、1年以上でない職員は、現行は育児休業をすることができない職員から外れていたということですか。なかなか専門的な知識も有さないわけで、私も、分かったようで分からぬところがあるので、その辺はどうなっているのか。

それから、随分前でしたか、平泉町ではないと思いましたが、採用されてすぐ出産で1年くらい休業ができたという話があるので、そういった、当然、職員に採用されてすぐ出産を迎えるということもあり得るわけですから、そういった場合なんかにちゃんと休業が保障されるのかということとの関わりではどうなのかということを聞きたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今のご質問につきましては、これまでの要件が、在職期間が1年以上ということでありましたが、ここを具体的に申し上げますと、勤務日につきまして週3日以上または年121日以上であるということ、それから子が1歳6か月になる日までに、任期、更新のものを含みまして満了すること及び引き続き採用されることが明らかでないというようなところをチェックした上で、今のつまりは1年以上というふうな要件を削除し、要件を緩和するということでございます。2番目の質問の新規に採用した方につきましては、当然ながら今のお話は非常勤職員の話ですし、あと非常勤職員といいますと会計年度任用職員に当たりますので、任期は1年間というふうに今なっておりますので、それらを照らし合わせながら判断していくこととなります。正職員につきましては申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今のことばまず分かりました。

それで、関連というか、役場でも新規の募集を今していました、職員の。何かななか集まらないという話を聞いたようなことなのですが、いずれ、やはりそうなりますと、そういう現状が

どうなのかと。としますと、やっぱりこの職員の処遇といいますか、いろいろ引き続き働きやすいといいますかそういう環境をつくっていかなければならない。それに合わせた条例というのですか、今後整備は必要なのだろうなというふうに思うのですが、その辺はどうなのでしょう。最初のところ、募集しても集まっていないというふうなところも聞いたところがあって、この職場の環境との関係でお聞かせいただきたいのはその点です。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今のお話は、募集要件としてどのように示しているかということにも関わってくるかとは思いますが、具体的に關係する例規を示す、給与水準にしても、そういう処遇とか、年次休暇の日数であるとか、そういったことについてもこちらで規定している例規等を参照していただきたいということで募集は行っております。いずれ募集に当たっては、分かりやすさというか、問合せに対してもお答えはしております。今の募集がなかなか進んでいないのではないかというようなことにつきましては、いろいろ今の職員の採用計画をここで具体的に申し上げることはできませんけれども、全国的にも人材確保という面ではいろいろ工夫しております、各自治体であれば、採用については早期に取り組むとか、年に2回取り組むとかといったことで、それを採用の少ない減少傾向にある部分を補っていくことです。平泉町におきましても、仮に予定人員が集まらない場合は、再度の募集をかける等のことを対応で考えております。今申し上げられたとおり、処遇等についても、他の自治体よりももし処遇がいいということであれば、それらもPRポイントとして掲げながら対応を進めていくことが必要であるというふうには思います。

いずれ、応募者につきましては、こちらとしては、今のところは受け身的に問合せに対して処遇等をお知らせしているという現状ではございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第9、議案第35号、平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレ設置条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

それでは、議案書20ページをお開き願います。

議案第35号、平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレ設置条例についての補足説明をいたします。

この条例は、平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレを設置するに当たり、道路区域に建物を建てる上で設置条例が必要であることから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレ設置条例を制定しようとするものであります。

第1条では、条例設置の趣旨について、第2条では、町民及び旅行者の便に供するため、トイレを設置するものとし、第3条では、施設の名称を平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレとし、設置する位置を平泉町平泉字祇園199番地1とし、第4条では、トイレを使用しようとする者の行為の禁止について、第5条では、トイレの供用の休止について、第6条では、施設の管理は町長とし、施設の全部または一部の管理を委託できるものとし、第7条では、損害賠償についてとそれぞれ定め、第8条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めることとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

この平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレ設置条例に関しまして、特に6条の部分に關することになると思いますが、施設の保全と安全確保に万全を期すとあります。私もあの辺に実は住んでいまして、8月の上旬あたりに夜間に車を乗り回している音があり、地域住民というか近隣住民の恐れていた事態が、夜遅い10時半ぐらいにそういうことがありました。仮に今度このトイレが完成したら、トイレがあるということでたまり場になり得るのではないかと思いまして、そうなると、管理者側としては、防犯カメラを設置するなり、あるいは夜間は閉鎖するなど、そういう対応が必要となると思いますが、その辺の対応はどのようにお考えでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

トイレの使用に関しましては、適正に使用していただけるものとは考えているところであります
が、議員のようにいろいろと防犯に対しても心配される声は聞いているところであります。

防犯カメラ設置につきまして、いろいろ検討し、防犯カメラを提供していただけるという話が
ありましたので、それについていろいろ検討を行いましたが、最終的にはお断りをされまして、
設置には至っていないということにはなっております。

ただ、防犯カメラを設置するに当たりましては、ほかの県、市町村ではガイドラインとか規定
を設けて設置している例がほとんどであります。ですので、平泉町の条例にあります地域安全条
例に基づく対応等というのも必要になるかと思いますので、それも含めて検討させていただけれ
ばと思っております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

商業施設が周りにないので、トイレだけに寄るバスとかが発生するのではないかと思うのです、
長距離移動の間に。買い物とかに時間かけなくていいので、非常に短時間で利用できる可能性が
あるのですよ。そういうふうな方向で管理を考えたことはありますか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

申し訳ありませんが、それについては検討したことはありません。

議 長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

どういう利用があるか、やっぱり視野を広げて検討したほうがいいと思います。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

このトイレは、町民及び旅行者の便に供するということにしておることから、いろんな利用者
が考えられるところであります。その辺のことについては、いろいろと情報収集等含めて検討し
ていきたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

7番、真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

先ほど氷室議員から懸念をされたことと同様であります、この第4条の部分ですね、いわゆる第4条第1号であります、構造または設備を汚損し、または毀損する、こういう危険性はやはり非常に高いものだと思います。

夜間の使用を禁止するというわけにはなかなかいきません。高速道路という性格上、これは24時間どうしてもそういったことで開けておかなくちゃいけない設備であるわけですが、やはり懸念するのは、例えば壁にペンキの落書き、中の落書き、便器の破損、ドアの破損、こういった損壊に関する件、性善説に立てば、安全に清潔に利用していただくことに期待をするわけですけれども、そういったことの防止、やはり衆人環視でない場所であるだけに、照明の工夫ですとかそういうことをやはり検討されるべきではないかと思いますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

防犯対策についてのご質問かと思いますが、やはりそこはいろんな方々と協議していく必要があるかと思っております。まず、維持管理していくには、まず清掃業務ということをシルバー人材センターに委託したいと考えております。そういう中で、日常のそのような設備の汚損とかということを常日頃から管理し、対応していきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

7番、真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

もう一点は、第6条の管理委託でありますけれども、これは当初から管理を委託するということでおよろしいですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

清掃業務につきましては、日常の清掃業務とはなりますが、その委託についてはオープンから委託したいと考えております。

あと、先ほどの答弁に関してですが、日常の点検というもの等を含めまして、NEXCOの料金所に駐在している職員等もおりますので、その方々に、何らかの行為が発生したとか、そういうときには連絡いただけるようなことができないかは相談させていただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

7番、真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

委託先については、清掃以外に防犯上の定期的な朝晩の点検業務というのも当然付加されるわけですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

清掃業務をすることは、その点検も兼ねていただけるということで考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

設置されるトイレの位置づけがやっぱり一番大事だと思うのですよ。これは誰もが自由に使用することができて、かつ公共の福祉に供するための施設だというふうに位置づけられると思うのです。そうすると、町のこうした施設でありますから、施設の管理に関する基本的な方針というものをやっぱり明確にする必要があるだろうというふうに思うのです。現に町には公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画というのがありますよね。こういうものにきちっと組み入れて、この公共施設であるトイレをやっぱり管理をしっかりとしていくということを明確にしておく必要があるのではないかというふうに一つは思います。

それから、条例の中では、一部の管理を委託することができるというふうに極めてファジーな書き方をしています。では、その管理って何なのということで今答弁されているのは、清掃ですかというふうに言われるわけですが、それは管理といえば管理なのかもしれないけれども、条例で定めたところの施設の一部管理ということとは違うではないですか、日常的な受容態勢を見るということはあったとしても。したがって、やっぱり条例でせっかくこういうふうに定めるわけですから、もう少し町の施設であるトイレのしっかりとした位置づけを示す必要があるのではないかでしょうか、2つ目。

それから、3つ目、先ほど真籠議員も言っていましたけれども、4条に書いてある中身というのは、これは条例だから書かざるを得ないことであって、これを不特定多数の方に求めるというのは、道徳上は必要であっても、何ら法的な拘束力というのではないわけですね。ましてや、この条例の内容をトイレに掲出するわけでもないわけですから、そういうことからいえば、やっぱり防犯カメラの設置についてガイドラインを設ける必要もあるということを述べながらも、今後検討すると言っていますけれども、やっぱりこれはしっかりと、NEXCOの料金所にいる係員ですか、そういう方に協力を願うということとは別に、町の管理施設ですから、その町が責任を持って自らの施設を、財産を管理するための設備を設置するというのは至極当然のことではないですか。

以上。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

まず、1点目の施設管理計画のことについてですが、これについては担当課と話をし、その中に組み入れることで現在話をしているところであります。

また、管理につきましては、管理という言い方が、どのように捉えるかということになろうかと思いますが、管理を含めた清掃業務ということで考えておりますので、点検等も含めて委託したいと考えているところであります。

また、防犯カメラにつきましては、やはり防犯対策上、何らかの対策は取る必要があるということになろうかと思いますので、それについては対応をきちんとしてまいりたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時18分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第10、議案第36号、財産の取得に関し議決を求めるについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議案書22ページをお開き願います。

議案第36号、財産の取得に関し議決を求めるについての補足説明をいたします。

今回の提案につきましては、平泉町消防団第8分団に配備しております平成5年3月に購入し、29年が経過した小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴いまして、新たに新車の小型動力ポンプ付

積載車1台を購入し、町の消防防災力の強化を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料9ページの議案第36号参考資料、令和4年度小型動力ポンプ付積載車仕様書によりご説明いたします。

初めに、10ページの4、車両についてでございます。仕様につきましては記載のとおりでございますが、主なところを申し上げますと、年式につきましては2022年式、車両形状につきましては四輪駆動バンタイプ、全長4,700ミリメートル、全幅1,700ミリメートル、全高2,350ミリメートル以下、排気量につきましては2,500cc程度、使用燃料につきましてはディーゼル、燃料タンクにつきましては60リットル以上、乗車定員につきましては6名などとなっております。

次に、5のシャーシ付属品、11ページの6、小型消防ポンプにつきましては、記載のとおりでございます。

同じく、11ページの7、製作上の問題処理におきまして、製作は使用目的を十分に達成するため誠意をもって行い、仕様内容に疑義の生じた場合は、その都度速やかに当町と協議を行い解釈することとしております。

次に、8、変更及び疑義に対する措置におきまして、本仕様書指定以外の資材を使用する場合は、当町の承認を受けることとしておりまして、この場合の変更につきましては、指定品目の機能を十分に達するものに限ると定めておりまことから、15ページから16ページに記載の各種積載装置及び取付装置、そして17ページに記載の各種積載品及び附属品におきます変更が生じた場合につきましては、本措置に基づき対応することとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

消防車両、必要なものだというのは重々分かるわけですが、この間何度か新しい車両に更新をしてきてているわけですけれども、契約相手が常に同一なのです。したがって、この契約に当たってはどのような方式でやっているのか。随契なのか競争入札なのか、そこについてお知らせください。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

契約に当たりましては指名競争入札を行い、結果として、今回提案された事業者と契約することとしております。指定の範囲につきましては、町の指名委員会で選定された事業者が入札を行っているというような状況でございます。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

指名競争入札だということなのですけれども、その際、委員会に提案をしている資料の中には複数の会社が明記をされているのですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

入札結果につきましては公表してございますが、当管内の防災関係の事業者4者を指名いたしました、3者が応札されて、1者は辞退した結果というような状況でございます。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

事業者のことですから、なぜ辞退したのですかと聞くのもあれなのですけれども、やっぱり790万円ですよね。これ、欠くことのできない設備ですから、やむを得ないと言えばやむを得ないのですけれども、4者も該当する事業者があるとすれば、もう少し研究をしてみる必要があるのではないかというふうに思います。ぜひ今後の更新に向けては、そういった議論があったということを受け止めていただければと思います。

それから、もう一つなのですが、車載無線機の記載について、この仕様書の中には見えないですけれども、今デジタル化の更新もやっているさなかで、どのように取り扱われるのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今回の仕様につきましては、小型動力ポンプ付積載車、こちら可搬用の分ですから、無線等についての仕様の細かいところはうたわれてはおりませんが、いずれにしましても、通信関係の環境についてはこれまで各消防団に配置しているポンプ付車両と同様の機能を有するというか、通信環境も同様の機能を維持するというようなことで考えておりますと言いますか整備するものでございますので、今回の入札の仕様については、その辺の細かいところまではうたってはおりません。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

新しい車両に対する積載物としていろいろ書いてございます。とび口まで書いてある。これ、過去の仕様書なり車載の設備について記した一覧表を見ますと、必ず車載無線機については現行の消防自動車に積載のものを移設するとか、そういうふうにきちんと明記をされてあるのですけれども、この仕様書の内容からいいたら、契約者はこの後無線機の移設などをする義務がないわけです。その辺どうなのですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

確かに今おっしゃられたとおり、具体的に仕様の中でうたうということがありませんでしたが、契約上、こちらの疑義という言い方は該当しないかもしませんが、細部にわたっては契約者と現行の更新に当たって今の機能を維持するための指示をしっかりと協議の中で確認しながら対応してまいりたいというふうなことでご理解いただきたいというふうに思っております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第11、議案第37号、令和3年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

議案書23ページをお開きください。

議案第37号、令和3年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法において利益の処分を行う場合は、地方公営企業法第32条第2項により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと定められておりまことから、令和3年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものであります。

令和3年度平泉町水道事業会計決算書、決算書の291ページをお開きください。

291ページ下段、令和3年度平泉町水道事業剰余金処分計算書（案）によりご説明いたします。

表の右上段、未処分利益剰余金の当年度末残高3,914万6,124円のうち1,500万円を資本金への組入れに、400万円を企業債の償還財源に充てるため減債積立金に、1,600万円を今後予定している水道施設の更新費用に充てるため建設改良積立金にそれぞれ積立てし、処分後の残高414万6,124円については次年度に繰越しし、老朽化した水道施設の修繕費の増加などにより決算で欠損金が生じた場合に繰越利益剰余金をもって欠損に充てようとするものであります。

以上でございます。よろしくご審議お願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第38号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議案第38号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書26ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合につきましては項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税55万円、これは法人分、滞納繰越分の増額です。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金103万4,000円の減、これは減収補てん特例交付金の減額でございます。

10款地方交付税、1 項地方交付税2,306万6,000円、これは普通交付税の増額でございます。

14款国庫支出金5,731万3,000円、1 項国庫負担金1,684万5,000円、これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費負担金でございます。2 項国庫補助金4,046万8,000円、これには新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,043万8,000円が含まれております。

15款県支出金、2 項県補助金461万3,000円、これには妊産婦医療費助成事業補助金21万7,000円、新規就農者育成総合対策事業補助金444万円が含まれております。

16款財産収入、2 項財産売払収入399万1,000円、これは県行造林の生産物売払収入でございます。

18款繰入金、1 項基金繰入金2,197万6,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

19款繰越金、1 項繰越金1億7,792万4,000円、これは前年度繰越金でございます。

20款諸収入2,156万2,000円、4 項受託事業収入3万7,000円、5 項雑入2,152万5,000円、これは建物災害共済金でございます。

21款町債、1 項町債6,700万円の減、これには臨時財政対策債9,070万円の減、水道事業会計出資金2,780万円が含まれます。

歳入合計補正額2億4,296万1,000円でございます。

次に、27ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費1万円。

2 款総務費9,465万9,000円、1 項総務管理費9,463万2,000円、これには光熱水費239万3,000円、財政調整基金積立金8,896万3,000円が含まれております。2 項徴税費1万3,000円、3 項戸籍住民基本台帳費1万4,000円。

3 款民生費807万5,000円、1 項社会福祉費915万3,000円、これには岩手県後期高齢者医療広域連合分担金911万1,000円が含まれております。2 項児童福祉費107万8,000円の減。

4 款衛生費、1 項保健衛生費8,991万8,000円、これには新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,414万5,000円、ワクチン接種会場設営業務委託料844万7,000円、ワクチン集団接種スタッフ派遣業務委託料380万2,000円、水道事業会計出資金2,743万3,000円が含まれております。

6 款農林水産業費759万2,000円、1 項農業費644万8,000円、これには新規就農者育成総合対策事業補助金444万円、山岸地区農業用施設修繕工事費（地域課題事業分）90万円が含まれております。2 項林業費114万4,000円、これには森林病害虫等防除委託料95万6,000円が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費199万8,000円、これには平泉まちはく促進事業費補助金600万円、店舗リフォーム促進支援事業補助金100万円が含まれております。

8 款土木費1,079万5,000円、1 項土木管理費2万3,000円、2 項道路橋梁費1,047万2,000円、

これには平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレ新築工事費600万円の増額、町道三日町線排水路設置工事費（地域課題分）100万円、町道月館1号線道路施設修繕工事費（地域課題事業分）220万円、外山入口橋修繕工事費（地域課題事業分）90万円の増額が含まれております。5項住宅費30万円、これは上野台住宅児童遊園遊具修繕料でございます。

9款消防費、1項消防費597万6,000円、これには消火栓設置負担金320万円が含まれております。

10款教育費2,228万8,000円、1項教育総務費5万9,000円。

続いて、28ページをお開き願います。

2項小学校費390万6,000円、これには光熱水費429万7,000円、給食材料費補助金57万9,000円が含まれております。3項中学校費1,332万5,000円、これには光熱水費302万1,000円、校舎等雨樋修復工事費1,025万円が含まれております。4項幼稚園費45万7,000円、5項社会教育費331万6,000円、これには成人式記念品代11万円が含まれております。6項保健体育費122万5,000円、これには光熱水費118万5,000円が含まれております。

14款予備費、1項予備費165万円。

歳出合計補正額2億4,296万1,000円でございます。

次に、29ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。

追加につきましては、起債の目的、水道事業会計出資金、限度額2,780万円、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率は3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものでございます。

変更につきましては、起債の目的、臨時財政対策債につきまして、変更前の限度額1億2,340万円を変更後の限度額3,270万円にしようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後に変わりはございません。

廃止につきましては、起債の目的、消防連絡車購入事業、限度額410万円でございます。これは、防災対策事業の要件が厳格化されまして、消防連絡車の車両購入事業が起債対象外となったことによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

41ページの衛生費、18節負担金補助及び交付金、子宮頸がん予防ワクチン費用助成金、これ15

万1,000円になっていますが、何人分でしょうか。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

41ページの衛生費1項2目18節負担金補助及び交付金の中の子宮頸がん予防ワクチン費用助成金でございますが、こちらは3名分を予定しております。今年度からキャッチアップ接種の実施が行われるということで、ワクチン接種の控えていた期間が長かったものですから、その間に自費でワクチン接種のほうをされた方々への償還金というようなことで設けさせていただいた予算になります。

議 長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

昨年の12月、私も一般質問させていただきましたが、この子宮頸がん予防ワクチン接種は昨年の10月から積極的対象になりました。小学校6年生から高校1年生相当の対象なのですが、先ほど言わされましたキャッチアップ制度も始まりました。3人というのは少な過ぎるのではないかと思うし、あと今現在、周知はどのようになっていますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今年度の子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、定期予防接種、積極的に勧奨していくということで行われるようになりました。その方々につきましては、適宜周知をしながら行っております。それからこのキャッチアップ接種につきましては、平成9年4月2日から平成18年4月1日までにお生まれになった方々を対象にいたしまして実施をします。その間に定期予防接種から外れて自費で受けられた方に助成をしますけれども、その人数が少ないのではないかというお話をしました。現段階でもご相談、二、三件ほどあるのですけれども、今後キャッチアップ接種の方々150名ほどおられますけれども、その方々に時期を見ながら周知をして、接種のほうを促していくかといふうには思っておりますので、それ以外で本当に自費で接種を受けられた方を救うために助成をしますという内容となっておりますので、まず3名ほどの補正予算で計上させていただきましたが、もしお問合せや相談が今後増えていくようであれば、さらに補正などもしながら対応してまいりたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

個別には周知はしていないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

もちろん個別的には周知しております。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

もう一点伺います。45ページの土木費、2目14節の平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレ新築工事費、600万円の補正が組まれておりますが、この内容についてお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

600万円の増額についてご説明させていただきます。

資材の高騰等によりまして、木材とか、あと屋根材、内装、外装代資材の価格がアップしております。そのことにより、約400万円ほどの増となっております。そのほかに、ボーリングデータ等をコンサルのほうに解析していただいた結果、地盤改良工事が必要ということになりました。そのことによって、約200万円の増額となっております。合わせて600万円の増額ということで、今議会に提案させていただいているところでございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

今の段階では外枠の補助とかしていると思うのですが、備品関係ではこれからでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

備品と言いますと、特に建築工事の中でそろえられるものはそろえていきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

備品というのは、例えばトイレットペーパーとか、そしてサニタリーボックスというのはござりでどうか。女性のトイレにはあるのですが、男性トイレにはなかなか設置していないのです。例えば役場とかは、男性トイレには設置しておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今のご質問につきましては、今町のトイレの中では、公共施設については男性トイレには設置

していない状況でございます。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

トイレットペーパー等の消耗品につきましては、別途町の予算をもちまして購入し、セットする予定でございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

サニタリーボックスというのは要するに汚物入れなのですけれども、男性には前立腺の手術をした方がおむつを履いていたりする場合があるそうなのです。そういう声があったので、ぜひ男性トイレにもサニタリーボックスを設置していただきたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

今のご提案につきましては、ほかのトイレとの整合性というものもあるかと思いますので、町内で統一した考えを持っていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

今の大友議員の質問に関連したところになります。スマートインターチェンジ駐車場のトイレの新築工事のところに關しまして、請け負ったのはどこの会社なのか。また、その会社が請け負うに至った経緯を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

本会議が終わりましたらと言いますか可決していただきましたら、この予算をもちまして指名委員会等を通しながら、入札行為をもって請負業者が決定されるということになります。

議長（高橋拓生君）

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

設計のほうもまだですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

設計につきましては、現在設計中であります。指名競争入札により業者が決定しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

伺います。光熱水費、補正、5,591万2,000円、総額。この積算根拠を教えてください。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

ご質問の光熱水費、こちら電気料が主なものになるわけですが、電気料金の値上げに伴いまして10の施設、役場とか健康福祉交流館もですし、小中学校もなのですけれども、これらを合わせまして、今回の補正がトータルで1,414万3,000円ほどになって、今お話のありましたトータルの額というふうな積算となるわけですが、こちらにつきましては、国際情勢による燃料価格の高騰あるいは3月に発生した福島県沖の地震に伴う火力発電所の故障であったりとか、電力事業者がこれまで上限到達額というのを、上限到達額というのは具体的には燃料費の調整額というものがあったわけなのですが、これが今年6月をもって上限撤廃となっておりまして、このために各電気事業者が一斉に値上げを行ったというようなまず経緯が、背景がございます。

具体的に平泉町の契約で申し上げますと、基本料金単価がこれまで686.4円、キロワット当たり、これが2,618.33円と3倍以上に高騰したというようなところでございます。さらに、電力料の単価も、これまで夏期とその他の季節に分けて、夏期が16.82円、その他が15.62円だったのが一律に21.45円となっておりまして、この積算により、今回補正予算で計上せざるを得ないというような状況で、これは全国的な問題でもあるわけなのですけれども、以上のような積算根拠となっております。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

失礼しました、5,591万2,000円は誤りでした。1,500万円近くの総額かなと思います。

単価が上がった、それはよろしくございます。でも、40項目、決算でありますよね。それに對して何で19項目なのですか。光熱水費の出枠が、決算では40項目くらいあるのですけれども、19項目しか計上されていません。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今回の積算、先ほど10か所というお話をしましたけれども、施設名で申し上げますと10か所な

のですけれども、今回は補正を行っていない部分、つまり電気事業者と契約しているのは今2社ございまして、そのうちの1社の積算の提示された額に伴って年度内に支出が不足するということでの積算でございます。しかしながら、今2社と申し上げましたけれども、できるだけ町にとって有利な、合理的な運営を進めていくために、事業者の選定というのも現行の契約の見直し、つまり現行の契約者からより安い契約ができるような調査を行い、今それに向けて現行の契約の解除も含めて事業者と協議中でございます。

しかしながら、安い、安価な事業者と契約したとしても、総合的、相対的に見ますと、やっぱり価格の影響はかなり受けているというような状況でございますので、ご質問の箇所数で申し上げますと、事業者2社があつて、それ以外の分での当初予算では全ての電気料金を計上しているということですので、その差異があるということでございます。

議 長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

では、例えば42ページで減額1万7,000円、これ予算にあったのですか。減額があるから予算があるのだろうけれども。

議 長（高橋拓生君）

農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

42ページの10節需用費の燃料費の部分でございますでしょうか。こちら、事業絡みでガソリン代、燃料費予算計上しておりましたけれども、その事業が今回取下げということになりましたので、そちらの部分の減額でございます。

議 長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

というわけで、燃料費で増額しているのは、40ページ2目予防費10節のここだけなのです。ということは、燃料費の補正も当然のように出てくるということですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

燃料費、具体的にはガソリンとか重油とか灯油、これらにつきましては、現在町内の石油商業協同組合と単価契約を結び、毎月見直しを行っているということでございますが、燃料費につきましては、国からの制度によりまして一定程度価格が抑えられているということですが、先ほど申し上げた電気料、光熱水費につきましてはそういう制度がないので、その辺は補正をせざるを得ないということです。今申し上げたとおり、燃料費につきましては一定程度の額が見えておりますので、場合によっては補正が必要となることがあるかもしれません、現時点、今回の9月時点では特に大きな補正は行わないということでご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩に入ります。13時から再開いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

引き続き、質疑を行っていきたいと思います。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

午前中に、光熱水費も上がる、それから暖房のための燃料も上がるというお話を伺ったような気がします。何とかにも値上がりするのです。そういうときのために財政調整基金はあると。でも、有限だと、そういうことであるなと思って考えました。

もう一つだけ質問させてください。

36ページに2款1項6目17節に備品購入費とあって、道の駅鮮魚販売用冷蔵庫購入費68万円とありますけれども、この中身をお知らせください。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

36ページになります。17節備品購入費のうちの道の駅鮮魚販売用冷蔵庫購入費の内容でございますが、今年度4月から道の駅の指定管理、2期目に入りました。そして、1期目の課題等を踏まえ、2期目に入ってから、これまで長年の課題でありました海産物の販売の充実を図ってほしいというふうなことでいろいろ協議してきた中で、道の駅と県内の沿岸にございます海産物販売事業者との協議がまとまりまして、段階的ではありますけれども、海産物の販売をしていくというふうなことになりましたので、それに対応するための平型の冷蔵庫1台を購入するものでございます。

なお、道の駅の町の分のレストラン、それから直売所の備品については町がこれまでも準備をしてきておりますので、町が必要なものと認めて準備をするものでございます。

議 長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

これに関連してですけれども、こういうお話がありました。売れ残った野菜、そのまま道の駅の中で浅漬けとかそういうのに加工して、余らせないで販売したらいいのではないかという話があって、スペースとして、そのままレストランのところを使うとか、レストランの厨房を使うとか、時間貸しするとかしたらいいのではないかというお話をいただきました。いかがなもので

しょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

いろいろなパターンがあろうかなと思います。道の駅自らが加工するという場合であれば、比較的ハードルは低いかなと思いますが、委託販売の形になっておりますので、それぞれの出品者が自分たちで陳列し、そして売上げの管理をしていくことの中で、誰が加工するのかについていろいろともしかすると制限等も出てくるかもしれませんので、そこについてはちょっと確認をさせていただきますが、そういう声があるということは承知をいたしましたので、どういう対応ができるか、そしてどういう声があるか、道の駅とも確認をしながら、必要なものについては検討してまいりたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第13、議案第39号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第39号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の60ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

歳入、4款県支出金、1項県補助金16万5,000円の増、特別調整交付金分市町村分の増額でございます。

6款繰入金、2項基金繰入金236万2,000円の減、財政調整基金繰入金の減額でございます。

7款繰越金、1項繰越金1,274万6,000円の増、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額1,054万9,000円の増額でございます。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費17万5,000円の増、国保情報データベースシステム保守及び改修等委託料等の増額でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費318万4,000円の増、一般被保険者高額療養費の増額でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費38万8,000円の増、消耗品費及び計測機器賃借料等の増額でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金680万2,000円の増、財政調整基金積立金の増額でございます。

歳出合計補正額1,054万9,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

一般会計でも伺いましたけれども、光熱水費の積算根拠ありましたよね。これは悠久の湯では補正はしないのですか。

議 長（高橋拓生君）

猪岡議員、国保会計です。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第14、議案第40号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第40号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の68ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額でご説明いたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金75万2,000円の増、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額75万2,000円の増額でございます。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金75万2,000円の増、保険料の増額でございます。

歳出合計補正額75万2,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第15、議案第41号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第41号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の74ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

歳入、3款繰越金、1項繰越金167万2,000円の増、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額167万2,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費167万2,000円の増、会計年度任用職員共済費及び光熱水費等の増額でございます。

歳出合計補正額167万2,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

153万7,000円、これで光熱水費アップ分を飲み込めますか。

議 長（高橋拓生君）

猪岡議員、ページ数をお願いします。

3 番（猪岡須夫君）

77ページです。77ページの総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費です。光熱水費が153万7,000円であります。あとは、燃料費はどれくらいになりそうですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、今回の補正の光熱水費につきましては、先ほど総務課長が答弁しておりましたが、電気料の単価の値上げの部分で契約が1本でなっておりますので、それに合わせて電気料の補正をさせていただいた部分でございます。

ご質問のあった燃料費でございます。重油単価につきましては、昨年度も約350万円ほど最終的に補正をさせていただいたところかと思います。今回の部分につきましても、当初予算からその部分全て計上できたものではございません。今の状況を踏まえながら、最終的にはもしかすると補正が必要になるかもしれません、現時点ではまだ当初予算の部分を使用しながら、最終的に精査しながら必要な部分を補正させていただくというような考え方でございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

当該施設の契約相手、電気はどういう事業者さんですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほどの答弁の中で、10施設の中に健康福祉交流館が含まれています、その会社はテプコカスタマーサービス株式会社と言いまして東京電力関連の会社となっております。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

大変申し訳ないですけれども、東北電力は10施設の中で占める割合はどれくらいですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今申し上げたとおり、このテプコカスタマーサービス株式会社が10施設の全部の契約相手となっておりまして、東北電力につきましては消防施設等もあります。先ほどできるだけ安価なところということで今いろいろと相手の事業者と、また東北電力とも、2事業者とも協議を行なながら調整しております。調整というのは最終的には総電力量というのを決まっていますから、その辺、今の情勢の中で、事業者間でのそれぞれのやり取りというのが、調整作業というのがある中で、我々の主張、できるだけ安価なところと契約したいということの主張で協議を調整中ということでございます。つまり、安いほう、安価なほうの事業者と契約変更もあり得るということで今取り組んでいるところでございます。

議 長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

ということは、当初は安かったと。東北電力よりも2つ目の事業主のほうが安かったと、そういうことですね。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

電気事業者の新規参入の時期に、平泉町においていろいろ事業者の選定について見直しを図り、そのときに、切替えを行った際に、現行の事業者それぞれ契約を行っております。現在の状況は、先ほど申し上げた世界の情勢から高騰がありますので、ですので現行の事業者とはその時点から契約していますので、複数年もう契約を経過しているというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

消防施設は東北電力だとおっしゃいましたけれども、値上がり動向はどうですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

価格の上限設定が6月まで完了したために、つまり参入事業者、電気事業者全て総体的に値上げを行っておる中では、東北電力株式会社は比較してそう大きい幅ではないにせよ、全体的にはどこの事業者においても値上げは行っているというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多數）

議長（高橋拓生君）

起立多數です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第16、議案第42号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地觀光商工課長。

觀光商工課長（菊地隆一君）

それでは、議案書79ページをご覧ください。

議案第42号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、令和3年度の繰越金の増額と会計年度任用職員の人事費、自動車任意保険料、駐車場施設整備基金積立金の増額によるものでございます。

それでは、80ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきますけれども、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

3款繰越金、1項繰越金496万5,000円の増額、これは繰越金の増額であります。

歳入合計496万5,000円の増額でございます。

続きまして、81ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費496万5,000円の増額、これは会計年度任用職員の人事費、自動車任意保険料、駐車場施設整備基金積立金の増額によるものです。

歳出合計496万5,000円の増額となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

84ページの給与費の明細を見ますと、一般職の報酬が補正前のほぼ倍になっているのですが、この倍になっている内訳についてお知らせください。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

当初予算に比較して、觀光商工課における駐車場会計の人事費ですが、こちらはこのコロナ禍から觀光客も徐々に戻ってきている中で、駐車場も含めた觀光客の受入れ体制を整備するという意味もございまして、会計年度任用職員の方を引き続き雇用するというような趣旨での人事費の増というふうになってございます。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

表の見方を、すみません、教えてください。86ページには会計年度任用職員として同じ額が出ていています。84ページは一般職として出ています。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

表の見方でございますけれども、84ページの表と85ページの表を一般職と書いていますが、この84ページの表につきましては総括表となっておりまして、こちらの下の85ページのアの表が会計年度任用職員以外ということで、職員の数についてはここで、駐車場会計のほうで見ている人件費は1名というふうになっておりまして、補正後の括弧の数が増えている分につきましては、先ほど申し上げた会計年度任用職員ということでご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今の説明でいきますと、総括表なのですから、補正後の職員数は3になるのが正解ではないですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

85ページの一番下の備考欄に記載しておりますけれども、備考欄の2、括弧内の数字につきましては短時間勤務職員について外書きしたものということになっておりますので、85ページのアと、86ページのイ、こちらを足してトータルが総括表というふうなことで見ていただければというふうに思うのですが、よろしかったでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今の説明どおりに受け取れば、括弧は1になるのではないですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

現行で1だった数を1増やすということで2というふうになって、補正前が（1）で補正後が（2）というふうになっておりますので、そのように見ていただければというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第17、議案第43号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

議案書87ページをお開きください。

議案第43号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

89ページをお開きください。

令和4年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。

項目同額の場合は、目の補正予算額でご説明いたします。

初めに、収入です。

1款水道事業収益18万円の増、2項営業外収益、3目他会計補助金18万円の増。

2款簡易水道事業収益18万1,000円の減、2項営業外収益、3目他会計補助金18万1,000円の減。

収入合計1,000円の減。

次に、支出です。

1款水道事業費用205万1,000円の減、1項営業費用23万円の減、1目原水及び浄水費30万円の減、2目配水及び給水費53万1,000円の減、5目総係費60万1,000円の増、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費182万1,000円の減。

90ページをお開きください。

2款簡易水道事業費用116万5,000円の増、1項営業費用、5目総係費224万円の増、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費107万5,000円の減。

支出合計88万6,000円の減。

91ページに移ります。

次に、資本的収入及び支出です。

収入です。

1款水道事業資本的収入1,673万3,000円の増、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債1,390万円の減、2項負担金、1目負担金320万円の増、3項出資金、1目出資金2,743万3,000円の増。

収入合計1,673万3,000円の増。

次に支出です。

2款簡易水道事業資本的支出295万8,000円の減、1項建設改良費、1目一般改良事業費295万8,000円の減。

支出合計295万8,000円の減。

次に、88ページにお戻りください。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を次のとおり改める。

変更後の内容について説明します。

起債の目的、水道建設改良事業、限度額1億3,930万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同様であります。

今回の補正は、主に企業債の借入れ方法変更に伴う企業債の減額及び出資金の増額並びに人事異動による人件費の補正になります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

課長、限度額が違っているように読み取れましたので、もう一度限度額、1億5,000何がしを読んでいただければと思います。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

起債の限度額につきましては、当初1億5,320万円、変更後の限度額が1億3,930万円。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩といたします。その場でお願いいたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時34分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第18、同意第2号から日程第21、同意第5号について一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件4件につきましてご説明をさせていただきます。

議案書その2の3ページをお開き願います。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるようとするものでございます。

氏名、千葉昭夫。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の千葉昭夫委員が令和4年9月27日をもって任期満了になりますことから、引き続き千葉昭夫氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の4ページをお開き願います。

同意第3号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めるようとするものでございます。

氏名、佐藤敏雄。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の佐藤敏雄委員が令和4年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き佐藤敏雄氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の5ページをお開き願います。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、小室光子。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の小室光子委員が令和4年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き小室光子氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の6ページをお開き願います。

同意第5号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、岩渕省一。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の岩渕省一委員が令和4年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き岩渕省一氏を職員代表委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

同意第2号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第22、選挙第1号、選挙管理委員会の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことについて決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、佐藤勲司君、沖山道子君、千葉勝郎君、千葉由美君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました佐藤勲司君、沖山道子君、千葉勝郎君、千葉由美君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

議長（高橋拓生君）

日程第23、選挙第2号、選挙管理委員補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には、佐々木正明君、志羅山登美子君、菅原幹成君、千葉佳巳君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました佐々木正明君、志羅山登美子君、菅原幹成君、千葉佳巳君、以上の方が選舉管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第24、発議第9号、議員による県外研修視察の実施についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

9 番、佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

発議第9号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者、高橋伸二議員、升沢博子議員、猪岡須夫議員、大友仁子議員。

議員による県外研修視察の実施について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

議員による県外研修視察の実施について。

本町議会では、「開かれた議会」、「信頼される議会」を目指し、平成28年1月に議会基本条例を制定し、町民の負託に応える取り組みを進めてきた。本条例では、社会情勢の変化などに対応した議会改革の継続的な取り組みを行い、不斷にこの理念向上の充実強化が求められている。そのため、先進自治体を訪問し、今後の議会活動の活性化や本町まちづくりの調査研究をすることも議会に課せられた当面の責務と考える。六戸町議会では、質疑の一問一答方式、議会基本条例の検証や議員報酬等について、八戸市議会では、議会ふれあいミーティングの開催、タブレット端末の導入活用等について研修し、これから議会活動に資することとする。よって、議員全員による研修視察を下記のとおり実施することを発議する。

記。

- 1、実施期間、令和4年10月11日から12日。
- 2、研修視察地、青森県六戸町、青森県八戸市。
- 3、研修視察目的、議会改革について。
(1) 議会基本条例の制定、検証。

- (2) 一問一答方式の導入。
- (3) 長期欠席者の議員報酬等を減額する規定の条例化。
- (4) 議会ふれあいミーティングの開催。
- (5) タブレット端末の導入と活用。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

以上、本定例会9月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって令和4年平泉町議会定例会9月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時49分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋拓生

署名議員 三枚山光裕

同 真籠光幸